

4. 後期高齢者に係る保険者機能強化事業について

保険者機能強化事業について

【23年度補助金対象事業等】

〈保険者機能強化事業〉

- 今後、高齢化が更に進行する中で、制度の安定的な運営を図っていくためには、都道府県及び市町村等との連携の下に、地域の実情を踏まえて医療費適正化対策や保険料収納対策を強化することが必要である。
- 医療費適正化対策については、各医療保険者共通の取組として推進することが求められており、中でも適正化効果が期待できる次の事業については、来年度の重点課題として積極的に取り組んでいただきたい。
 - 1 重複・頻回受診者に対する訪問指導の実施
 - 2 後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カード（以下「希望カード」という。）の配布
 - 3 後発医薬品利用差額通知（以下「差額通知」という。）の送付
 - 4 医療費通知の送付
- 厚生労働省においても、後期高齢者医療制度における医療費適正化等を推進するための基盤整備的な事業や普及啓発活動について国庫補助を行うなど、広域連合の積極的な取組を支援する。
- 都道府県にあっては、広域連合の事業実施にあたり、市町村保健師等を活用した訪問指導を実施する場合や、希望カード及び差額通知を他の医療保険者と合同で作成する場合に、広域連合が市町村、関係団体、他の医療保険者等と連携・協力することが必要となることから、事業が円滑に推進できるよう、積極的な支援をお願いします。

〈平成23年度の補助金対象事業〉

1 重複・頻回受診者等への訪問指導体制の強化

レセプト情報等により選定した重複・頻回受診者等に対して、保健師等により、適正受診の促進のための訪問指導を実施する。

実施にあたっては、指導対象者について指導票を作成・管理し、指導後の受診状況等を把握・分析することにより、訪問指導の効果を把握する。

〈国庫補助の考え方〉

広域連合において、直接保健師等を委嘱して実施する場合のほか、市町村等及び専門業者に委託する場合も補助対象とする。

また、実施にあたって、指導票の作成・管理及び指導後の受診状況の把握・分析に必要な経費についても補助の対象とする。

〈平成22年度の実施状況〉

実施広域連合数 19箇所（324市町村）

〈効果（平成21年度の実績）〉

実施広域連合数 14箇所（222市町村）

総費用額 55,131千円（うち広域連合負担額（保険料、市町村負担金） 31,714千円）

訪問指導人数 3,530人（うち改善された人数 1,564人 改善率 44%）

指導後3ヶ月の効果額 161,482千円（医療給付費）

1人あたり1ヶ月あたり効果額 34,416円

2 適正化を推進するための普及・啓発

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進は、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものであり、「厚生労働省行政事業レビューの改革案」（平成22年5月策定）に沿って、全広域連合における、希望カードの配布及び差額通知の実施を目指す。

なお、差額通知については、平成23年度中の全広域連合における実施に向けて、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に当該事務を委託することが可能となるよう、（社）国民健康保険中央会においてシステム開発等の整備を行っており、4月当初には委託可能な状況となる見込みである。

また、医療機関における適正受診について、チラシ・パンフレットを作成、配布し、普及・啓発を図る。

〈国庫補助の考え方〉

希望カードの作成費を補助対象とする。

差額通知の作成にあたっては、国保連に委託する以外にも専門業者や自庁にて対応する場合に係る経費(システム改修経費を含む)も補助対象とするが、送付対象者の抽出条件等、費用対効果を考慮して事業計画を立案すること。

医療機関における適正受診に係る普及・啓発のためのチラシ・パンフレットの作成費を補助対象とする。

〈平成22年度の実施状況〉

・希望カード配布

未実施広域連合数・・・5箇所(秋田・神奈川・静岡・三重・兵庫)

・差額通知

実施広域連合数・・・2箇所(福島(9月から)、滋賀(1月から))

・医療機関における適正受診に係る普及・啓発

未実施広域連合数・・・13箇所

(茨城・栃木・埼玉・千葉・三重・京都・兵庫・和歌山・山口・香川・愛媛・高知・佐賀)

3 医療保険者等の「意見を聞く場」の設置等

被保険者や各医療保険者等の意見を広く聴取する場を設け、得られた意見等を後期高齢者医療制度の効果的な運営に反映させることにより、広域連合の保険者機能の充実・強化を図ることを目的とする。

〈国庫補助の考え方〉

被保険者や医療保険者等の意見を広く聴取する場として設置する懇談会等の運営に要する資料作成費、会議費、委員等旅費及び会場賃借料等を補助対象とする。

なお、「意見を聞く場」を運営する場合には、その取組の一環として保険者協議会への参画に要する経費も補助対象とする。

〈平成22年度の実施状況〉

未実施広域連合数・・・2箇所(和歌山、岡山)

4 保険料収納対策等

保険料収納率が比較的低い市町村等において、他の市町村においても今後の取組のモデルとなる、地域の実情を踏まえた滞納者へのきめ細やかな納付相談等の効果的な収納対策を企画し、実施する。

〈国庫補助の考え方〉

平成22年度に補助対象とした市町村等については、継続して補助対象とする予定。

平成23年度から新たに実施する市町村等については、予算の範囲内で対応。

きめ細やかな納付相談等を実施するために確保する非常勤職員等の人件費や、電話催告及び口座振替勧奨等の経費を補助対象とする。

市町村において通常実施すべき督促状の発送業務等に要する経費や正規職員の人件費については補助対象外とする。

〈平成22年度の実施状況〉

実施広域連合数・・・16箇所(35市町村)

〈その他重点的に取組をすべき事業〉

1 医療費通知の送付

保険者が被保険者に、医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、健康に対する認識を深めさせ、保険事業の健全な運営に資するものであり、「厚生労働省行政事業レビューの改革案」（平成22年5月策定）に沿って、医療費通知の全広域連合での実施を目指す。

また、柔道整復療養費の支給適正化に係る会計検査院からの指摘（平成22年10月）を踏まえ、柔道整復療養費についても積極的に医療費通知を実施する必要がある。

〈平成22年度の実施状況〉

未実施広域連合数・・・4箇所（新潟・長野・島根・宮崎）

柔道整復療養費について未実施広域連合数・・・上記の他5箇所（神奈川・富山・京都・兵庫・佐賀）

2 医療費減額査定通知の送付

審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合においては、被保険者の一部負担金に過払いが生じたことについて、被保険者が正確な情報を得る機会を確保することが必要であることから、医療費減額査定に伴う被保険者通知の全広域連合での実施を目指す。

〈平成22年度の実施状況〉

未実施広域連合数・・・7箇所（東京・神奈川・新潟・長野・静岡・和歌山・山口）